

754  
19.8.29

勞秘乙第一一八號

大正十二年八月二十五日

細井鑣工場勞動爭議ニ関スル件 (第三報)

二十一日以来職工等八毎日本部ニ十五六名集  
合シ居タルモ細井常務取締役旅行不在ノ為メ  
交渉休止トナリタリシガ一昨夜細井常務取京  
ニタルヲ以テ昨二十四日午前中島千八八四名  
ノ職工ト共ニ工場ニ赴キ細井ト會見復職及解  
雇手當ニ關シ交渉スル所アリタルニ細井常務  
ハ今回ノ事タル會社ハ職工ヲ解雇スルノ意思  
ナキニ拘ラズ職工等ハ勝手ニ出勤セザルヲ以  
テ最早就業ノ意思ナキモノト認め會社ハ事業